

[啓発コーナー]
スマートフォンでのワンクリック詐欺の新しい手口に注意! 業者への電話、メールはしないで

請求画面が表示されるとシャッター音が聞こえる



従来のワンクリック詐欺は、パソコンやスマートフォン、携帯電話などのアダルトサイトなどで、年齢確認のボタンをクリックすると「登録完了」、「料金〇万円」などと表示され、高額な料金を請求してくる手口です。

従来とは異なる手口

登録完了の画面が表示される際に、カメラのシャッター音が聞こえます。「自分の写真を撮られてしまったのではないかと不安にさせて、お金を支払わせようとする手口です。実際にはシャッター音が鳴るだけで、写真を撮られているわけではないので、慌てる必要はありません。ウェブサイトを見ているだけで、スマートフォンで写真を撮影されたり、撮影された写真を業者に送信されたりすることはありません。

自動的に電話を発信させる



登録完了画面が表示された後、次々に画面が出て、うっかり「OK」や「発信」を押すと、自動的に相手に電話が発信させられてしまいます。電話番号が業者に知られて、電話がかかってきても無視してください。

[生活情報コーナー]

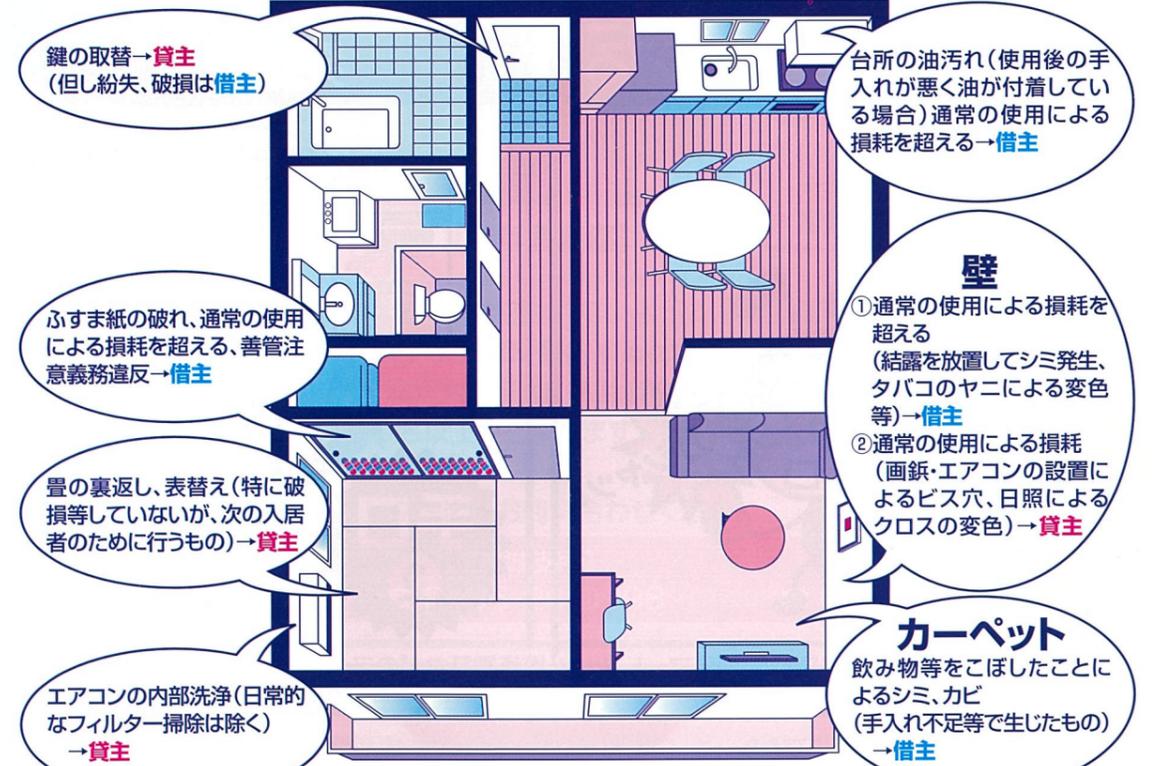
賃貸住宅の原状回復トラブルに注意してください!

春間近、引っ越しの季節です。アパートやマンションの賃貸借契約では、様々なトラブルが生じることがあります。特に退去時の敷金の返還や原状回復について多くの相談が寄せられています。

退去時の原状回復の負担区分の考え方について、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表しています。

貸主(家主・管理会社)からの請求に納得できない場合は、このガイドラインを参考にしましょう。

原状回復ガイドラインの考え方



貸主の負担	借主の負担
<ul style="list-style-type: none"> ● 建物、設備等の自然劣化 ● 借主の通常の利用により生ずるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 借主の故意過失などの通常の使用方法を超えた使用による汚損等

なお、入居するときにも注意してください。契約には「〇〇の修繕は借主負担とする」といった修繕特約がある場合があります。借主に不利な特約も法律の規定に反しない限り有効なので、特約について確認しましょう。また、部屋の状態(汚損)などは、入居前に、家主や管理会社の立会いの上、確認しましょう。

ちょっと待って! その契約 **「相談コーナー」**



定期購入トラブル

相談事例

インターネットで送料500円のお試し健康食品を「1回限り」と思って注文した。しかし、その後も同じ商品が届いた。業者に問い合わせたところ、4回の定期購入が条件になっていた。

センターからのアドバイス

商品を注文する前に定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。広告に「初回〇〇円」、「送料のみ」と表示されていても定期購入が条件になっている場合があります。特にスマートフォンなどで注文する場合は、小さい文字の表示がよく見えないことがありますので注意が必要です。



訪問販売トラブル

相談事例

昨年、消火器薬剤の詰め替えをしてもらった。「有効期限は3年」と言われていたが、半年後、同業者が訪問してきて、消火器薬剤の詰め替えを行った。昨年の契約から1年しか経っておらず、必要なかったのではないか。

センターからのアドバイス

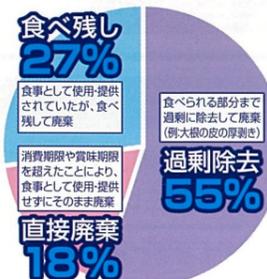
消火器には使用期限が表示されています。「交換時期だ」と言われた場合は、まず表示を確認しましょう。もし訪問販売でした契約は、書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件で契約を解除できるクーリング・オフができます。また、契約をする際に業者が事実を伝えていないなどの場合には、8日間を過ぎていてもクーリング・オフが可能なこともあります。

手続で分からないことがあるときは、消費生活センターに相談してください。



食品ロス(フードロス)について

家庭の食品ロスの内訳



出典:農林水産省「食品ロス統計調査-世帯調査(平成26年度)」を基に消費者庁にて作成

食品ロスとは?

食料自給率が39%(平成27年度)という現状の中で、毎日多くの食品が廃棄されています。食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことを「食品ロス」といいます。

年間の食品ロスは約632万トンで、このうち約半分が家庭からのものです。これを日本人1人当たりで換算すると、**お茶碗約1杯分(約136グラム)**の食べ物が毎日捨てられていることとなります。

今日から実践!食品ロス削減のワンポイント

- 1 買い物は必要に応じてしましょう。
買物に出かける前に冷蔵庫の中をチェックして、必要な量だけ購入しましょう。
- 2 残さず使い切りましょう。
食べきらなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。
- 3 「賞味期限」を正しく理解しましょう。
食品の期限表示は、「賞味期限」と「消費期限」の2種類があります。「賞味期限」は、「おいしく食べることのできる期限」です。賞味期限を過ぎてもすぐに廃棄せず、食べられるか自分で判断することも大切です。



最寄りの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

宮崎県消費生活センターのご案内

- 宮崎県消費生活センター(宮崎市江平西2丁目1番20号) ☎ 0985-25-0999(相談専用)
 - 宮崎県消費生活センター都城支所(都城市北原町16街区1) ☎ 0986-24-0999(相談専用)
 - 宮崎県消費生活センター延岡支所(延岡市本小路39番地3) ☎ 0982-31-0999(相談専用)
- ※電話相談、月~金曜日:午前9時~午後7時、土曜日:午前9時~午後5時(ただし平日の午後5時~午後7時および土曜日は0985-25-0999で対応)。祝日・年末年始を除く。

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- 暮らしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしい利用法
- 家庭でできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、「出前講座」を行い注意を呼びかけています。「こんな手口が流行っていますよ」とか「契約するときはこんなことに気をつけてください」などのお話をさせていただいています。職場内の研修、高齢者クラブ、PTA、自治会、学校などでの学習にぜひご活用ください。原則として10名以上から承ります。受講料は無料です。県内どこへでも伺います。

詳しいことはお近くの消費生活センターまでお問い合わせください。

【消費生活センター】
☎ 0985-32-7171

【都城支所】
☎ 0986-24-0998

【延岡支所】
☎ 0982-31-0998

DVD・図書・パネル貸出のご案内

学校や地域での消費者教育・啓発活動を支援するため、各センターの窓口でDVD、図書、パネルなどの無料貸出を行っています。詳しい内容は消費生活センターのホームページをご覧ください。

- DVDの主な種類
- ・悪質商法(高齢者向け)
 - ・消費生活トラブル(若者向け)
 - ・インターネット
 - ・金融
 - ・クレジット
 - ・衣、食、住生活

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのアリ?

Q 検索

